

プラウドタワー東五反田

入居のしおり

<使用規則>

野村不動産パートナーズ株式会社

プロパティマネジメント事業本部 住宅事業部

はじめに

この「入居のしおり」はクラウドタワー東五反田(以下「当マンション」といいます。)にお住まいになる方(ご契約者、ご入居者、以下総称し「居住者」といいます。)に対して、当マンションにおける生活に必要な情報や、建物内施設、サービスのご案内をするとともに、集合住宅での快適な住まいの環境を維持するためにご注意、ご協力いただくべきことをまとめたものです。

当マンションは、区分所有建物(分譲マンション)です。法令に従い、管理組合・管理規約等が存在します。管理規約の内容は当マンションの居住者全てが遵守しなければなりません。この「入居のしおり」は、当マンションの管理規約にて重要な箇所を抜粋しています、また、当マンションの建物の賃貸借契約書に規定する「使用規則等」に該当しますので、以下に記載の内容を十分ご理解の上、遵守ならびにご協力いただきますようお願い申し上げます。

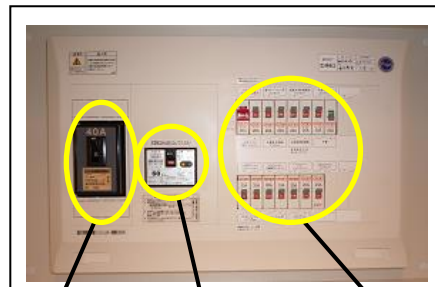
ご入居前後の手続きについて(電気・水道・ガス等)

【電気について】

ご入居後、室内のブレーカーのスイッチを「入」にして下さい。

東京電力へ以下のいずれかのお手続きを行ってください。

- 使用開始申込書に必要事項を記入し、ポストに投函。
- 電話にて管轄営業所に申し込み。
- 東京電力のホームページでのお手続き。



メインブレーカー 漏電ブレーカー 回路ブレーカー

メインブレーカーは、常時「入」の状態にして下さい。長期外出等の場合は、漏電ブレーカーを「切」にして下さい。

東京電力(株)

TEL 0120-995-001

受付時間 月曜日～土曜日 9:00～17:00

(休・祝日を除く)

<http://www.tepco.co.jp/>

【水道について】

水道局へ以下のいずれかのお手続きを行ってください。

- 使用開始申込書に必要事項を記入し、ポストに投函。
- 電話にて管轄営業所に申し込み。

東京都水道局

TEL 03-5326-1100

受付時間 8時30分～20時00分

(※日曜・祝日を除く)

<http://uketsuke.waterworks.metro.tokyo.jp/>

【ガスについて】

ガスの開栓には、お立会いが必要です。

※ご使用開始日の1週間位前を目安に「曜日・時間」を指定して申し込み下さい。

東京ガスへ以下のいずれかのお手続きを行ってください。

- 東京ガスへ電話にて申し込み。
- 東京ガスのホームページでのお手続き

東京ガス(株) お客さまセンター

TEL 0570-002230(NTT ナビダイヤル) FAX 03-3344-9393

受付時間 月曜日～土曜日 9:00～19:00 (祝日除く)

<http://home.tokyo-gas.co.jp/>

【電話・ケーブルテレビ・インターネットについての問い合わせ】

株式会社流通コミュニケーションズ TEL 0120-963-549 受付時間 11:00~21:00 (土・日・祝も営業)

※ ご利用可能な通信設備の無料案内及び無料申込み代行サービスをさせていただきます。

【宅配ロッカー】

ご利用前に事前のご登録が必要になります。

インターネットによる登録 フルタイムシステムカスタマーサイト <http://f-cs.jp/> で事前にご登録していただきますようお願い致します。

ご入居後の公的お手続きについて

当マンションの住居表示は、

「東京都品川区東五反田 2 丁目 9 番 1-〇〇〇号室」です。

転入出の届け・印鑑登録・その他必要なお手続きを行ってください。

品川区役所

〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36

TEL 03-3777-1111(代表)

午前 8:30～午後 5:00(月曜日～金曜日)

連絡先等について

【契約・更新・解約・その他についての連絡先】

野村不動産パートナーズ株式会社 プロパティマネジメント事業本部 住宅事業部

〒160-8351

東京都新宿区新宿 5-14-6 長府新宿ビル

TEL 0120-775-561 FAX 03(5368)7683

営業時間:10:00～17:00

定休日:水曜日・祝日・年末年始

【共用部分(玄関や共用廊下など)及び共用設備(給排水ポンプなど)の異常】

野村不動産パートナーズ株式会社 本店

〒160-8351

東京都新宿区新宿5-14-6 長府新宿ビル5F

TEL.03(5368)7656 FAX.03(5368)7606

営業時間:平日9:00～17:30

定休日:土・日・祝日・年末年始

【平日夜間、休日】(24 時間 365 日受付)

共用部:「野村住まいるセンター」

TEL 0120-400-899

専有部(室内):「野村不動産パートナーズのリビング Q コール」

TEL 0120-996-724

使用規則

【鍵の取り扱いについて】

鍵の取り扱いには充分ご注意くださいとともに以下の点にご留意ください。

※禁止事項

お渡しした鍵の無断複製は禁止いたします。

※鍵を紛失した場合について

- ① 紛失、破損された場合は、直ちに当社までお申し出ください。
- ② 鍵を紛失した場合、保安維持のため該当住戸の鍵錠前を取り替え致します。
- ③ 取替えに要する費用は紛失した入居者のご負担となります。
- ④ 紛失により生じた損害等は、入居者の責任となりますのでご注意ください。

なお、鍵紛失のお申し出があっても、すぐに対応することはできません。

鍵は入居者ご自身の責任で厳重な管理をされますようお願い申し上げます。

【引越しについて】

- ① 引越しの際、建物設備の保全、保安の維持、引越作業の円滑化のため、引越担当業者名及び連絡先を、事前に当社までご連絡いただくようお願いいたします。
- ② 引越作業時間は原則として昼間のみといたします。
- ③ 館内の搬入経路には全て養生が必要です。養生が施されていない場合、引越作業が行えません。
- ④ 引越搬入までに実地にて確認してください。搬入ができない荷物の一時的保管場所もありませんので、ご注意くださいようお願いいたします。また、構造上建物外部やバルコニーからの搬入はできません。
- ⑤ 周囲の道路幅員や通行規制により搬送車両のサイズが制限されることがあります。
- ⑥ 車両停止中はエンジンを停止させてください。
- ⑦ 休日は近隣道路の交通規制により大型車両がマンションに到着できないこともあります。
- ⑧ 近隣の方のご迷惑になりますので、建物周囲の公道には一切駐車できません。
- ⑨ 引越しにより建物設備に損傷が認められた場合、入居者の責任で復旧に関わる費用を負担していただくこととなります。
- ⑩ 引越荷物開梱後のゴミは引越当日以降であっても、必ず業者に持ち帰らせてください。

上記の注意事項が守られていない場合、作業の途中でであっても、引越しを中止していただく場合があります。予めご了承ください。

建物(共用部分)使用上の事項

【ゴミの取り扱いについて】

当マンションの住戸内で発生するゴミについては、館内のゴミ置場に**収集日の前日から**お出しいただくようお願いいたします。ゴミを搬出する際は、以下の点にご注意をお願い申し上げます。

「ゴミの分別と収集日」

ごみの種類	回収日	その他
燃やすゴミ	月曜日・木曜日	分別が不適切な場合、回収できない場合がありますのでご注意ください。
陶器・ガラス・金属ごみ	土曜日	
資源	火曜日	
粗大ゴミ 03-5715-1122 月～土曜日《祝日含む》 午前8時～午後9時	左記連絡先にお問い合わせください。	事前に有料の回収シールを購入し、回収の手配をする必要があります。

- ① 家電 4 品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)については収集しません。
- ② 家電 4 品目は、購入した小売店または新たに買い換える小売店に引取りを求めてください。
- ③ 搬出の際は、ゴミ袋の破損にご注意ください。
- ④ 引越しの際のゴミについては運送業者に持ちかえらせてください。
- ⑤ 年末年始は清掃局の回収が一定期間ありません。建物内のゴミ収集室の容量にも限りがあります。この期間は特にゴミの少量化にご協力ください。
- ⑥ 当マンション以外の集積所にゴミを出さぬようお願いいたします。

【エレベーターについて】

- ① 非常時には籠内にある非常ボタンを押してください。スピーカーを通じてエレベーター会社の管制室と連絡を取ることができます。
- ② 誤って非常ボタンを押した際は当社に連絡してください。

【共用部禁止事項】

- ① 共用部は主に消防法により、いかなる私物も配置することが禁止されております。
- ② 公共料金のメーターボックスには、いかなるものも収納することは禁止します。

【注意事項】

- ① エレベーター内、エントランスホール、共用廊下、階段等の共用部の使用にあたり、振動・騒音・悪臭の発散等、他の入居者の迷惑となることのないようお願い致します。
- ② エントランスホール、共用廊下には、「植木鉢、傘立て、自転車、三輪車、乳母車、遊具、トランク、買い物袋、ランドリー関連の衣類、出前返却の器、ゴミ等」は、たとえ一時的であっても放置されることがないようお願い申し上げます。

室内使用上の事項

【電気について】

- ① 電気遮断ブレーカーが作動した場合は、まず使用中の電気器具を点検し異常の有無を確認後、ブレーカーのレバーを上げてください。

【ガスについて】

- ① ガス漏れ等の異常が認められたときは、至急東京ガスまでご連絡ください。
- ② 地震が発生した時、ガスメータの安全装置が働き、ガスの供給が遮断されることがあります。その場合は、スイッチ、ガスコック等を閉鎖した上、安全が確認された後、復旧操作を行ってください。
- ③ 給湯器本体が設置してある周囲には、可燃物をおかないようお願いいたします。
- ④ ご不明な点は東京ガスまでお問い合わせください。

【インターホン】

- ① 当マンションの各住戸には、インターホン開錠システムがあります。
- ② 専有玄関前にもインターホンがあります。

【空調機器について】

- ① 各住戸には、エアコンを設置しています。
- ② フィルターの清掃を怠ると冷暖房効率が悪くなります。
- ③ 故障の原因となりますので定期的にフィルターの清掃を行ってください。
- ④ 急激な冷房運転は、結露の原因となりますのでご注意ください。

【窓、バルコニーについて】

- ① バルコニー内は消防法上火気の使用は禁止されています。
- ② バーベキューコンロ、バーナー、スモーカー、七輪等の使用は厳にお断り申し上げます。
- ③ 手摺り等の近辺に落下の危険のある植木鉢等を置いたり、布団・毛布等を干すことを禁止します。
- ④ バルコニー上下双方の避難ハッチ、避難隔壁の近辺は非常の場合に、避難の妨げとならぬよう物をおかないようお願いします。
- ⑤ バルコニー内にパラボラアンテナの設置、その他の造作を施すことを禁止いたします。

以上について危険と判断された場合、消防署等の当局から指導を受けた場合、対象物の撤去、指導内容の遵守をお願いいたします。

- ⑥ バルコニーは防水仕様になっておりません。大量に散水したり、物品を洗浄したりすることは、避難ハッチを經由して階下への漏水事故の原因になりますので、ご遠慮ください。
- ⑦ バルコニー内、特に排水口は常日頃入居者の責任で清掃をお願いいたします。
- ⑧ 排水口のつまり等により、大量の降雨の際室内への漏水事故に発展する可能性があります。
- ⑨ バルコニーのドアサッシ、その他の開閉ができ、容易に手の届く窓外面については入居者の責任で清掃、払拭をお願いいたします。
- ⑩ 外部に面した窓は、外出の際、閉扉・閉鎖の確認をお願いいたします。
- ⑪ 降雨による室内の損傷(入居者の故意又は過失による)が発生した場合、入居者の責任で復旧していただきます。

【キッチンについて】

- ① ごみ・油・野菜くず等は流さないようお願いいたします。
- ② 換気扇は、油がつきやすく、ごみが付着したままにしておくと故障の原因となりますのでこまめに掃除をして下さい。
- ③ 油污れの放置は入居者の負担で除去していただくこととなりますのでご注意ください。
- ④ 調理の際にキッチンの換気扇を運転しなかった場合、結露の原因となりますのでご注意ください。

【トイレについて】

- ① 使用する紙は、トイレットペーパー以外のものは、絶対に使用しないでください。
- ② 新聞紙、布、ティッシュペーパー、生理用品を流しますと、配水管を詰まらせます。
- ③ 配水管がつまりますと使用不能かつ他の入居者に多大なご迷惑をかけることとなりますので、十分にご注意くださいますようお願いいたします。

【浴室について】

- ① 排水口にたまる毛髪・ごみ等は、こまめに取り除いてください。排水管を詰まらせる原因となります。
- ② 床・壁・天井・浴槽は、硬いものでこすったり、叩いたりしますと傷・破損の恐れがありますのでご注意ください。
- ③ 浴室は、湿気が多く、カビ等が発生する恐れがありますので、換気ファンを回し、換気を十分に行ってください。
- ④ 入浴後に浴室のドアを開放したままにすると、浴室の蒸気が室内に周り、結露の原因となりますのでご注意ください。

【結露について】

室内と室外の温度差によって、窓ガラスや玄関扉の内側に付着する水滴が結露です。

気密性の高いマンションでは、冬や梅雨の時期には結露が発生しやすくなります。結露は、カビ・ダニの発生原因となりますので以下の点を実行してくださいませよう願いたします。

1. 晴天の時は、窓、収納等を解放し換気を心掛けませよう。
2. 家具等を置く際は、壁に付けずに隙間をあけませよう。
3. アルミサッシや窓ガラスは、結露が発生しやすいためこまめに拭き取りませよう。
4. 除湿機や除湿剤を置いたりませよう。
5. 浴室の換気扇を回したり、調理中は必ず換気扇を回すなど蒸気を室内にためないようませよう。

【給湯について】

- ① 設定温度の表示は摂氏です。
- ② ご利用の際は、混合水栓での冷水との調合など、温度設定には充分ご注意ください。
- ③ 詳しくは取扱説明書をご参照ください。

【洗濯機置場について】

- ① 洗濯機の給水ホース・排水ホースが差し込まれているか適宜確認をしてください。
- ② ホースがはずれていますと水漏れ事故が発生する恐れがございます。
- ③ 洗濯機置場の排水口は、適宜ごみや埃を取り除いてください。

【火災警報について】

- ① 各住戸の天井に設置されたセンサーが火災を感知した場合、自動的に警報が発せられます。この場合は速やかに避難をしてください。
- ② 誤報の場合は警報停止ボタンを押して警報音を停止をしてください。そしてその旨を当社へ連絡をしてください。

【漏水等の事故防止について】

当マンションは共同住宅ですので、専有部内の漏水事故は階下の住戸へ大きな影響を及ぼすだけでなく、損害賠償の責任が発生することがあります。このような事故を未然に防ぐため次の点にご注意をください。

1. 洗濯機の故障による水漏れには充分ご注意ください。

【その他用法について】

- ① クリーニングしても落ちないタバコ、ヤニ汚れは、入居者の責任と負担で除去していただくこととなりますので、ご注意ください。

【その他の住戸内設備について】

- ① 付帯設備の取り扱いに関しては、適宜自主メンテナンスを行ってください。
- ② 不十分な自主メンテナンスに起因する故障、重大な不注意や無理な使用による故障、故意の破壊行為による故障や損傷と判断される場合、修理交換にかかる費用は入居者の負担となることを予めお断り申し上げます。
- ③ 故障修理の手配は必ず当社にお申し付けください。
- ④ 入居後の管球切れ、リモコン類の電池、その他付帯設備の消耗部品は入居者の負担で交換いただくようお願いいたします。

災害・防災・防犯について

【災害時の対応について】

当マンション内および建物敷地周囲で、万が一災害の発生を確認した場合、次のとおりに対処してください。

1. 火災が起こった場合は、まず消防署（#119）に通報し、当社にご連絡をお願いいたします。
2. 出火の際は、通報後、最寄の消火器等により初期消火にご協力ください。
3. 消火活動をする場合、火勢や避難経路に十分注意し、状況に応じて無理せず迅速に避難してください。
4. 館内で火災報知器が火災を感知すると、警報が鳴ります。この場合、住戸の鍵を持って、館外の安全な場所に避難してください。
5. 火災や地震発生時は、エレベーターの使用はおやめください。階段や避難はしごにより落ち着いて避難してください。
6. エレベーターに設置にされた地震感知器が地震を感知した場合、一時的にエレベーターは、完全に停止します。この状態からの復旧には専門家による作業が必要になります。
7. 地震等の大きな災害の場合、一時避難場所に一旦避難した後、当局の指示に従い、広域避難場所に徒歩で避難してください。
8. 自動車による避難は救助活動の障害になるばかりか大変危険ですので厳に謹んでください。

【防災について】

当マンションでは消防計画に基づき、防災のため消防法に基づき、次の事項を厳重に禁止しております。禁止内容をご理解の上、遵守いただきますようお願いいたします。

1. 危険物は量の多少にかかわらず持ち込みを禁止します。
2. 各種燃料ストーブ(石油ファンヒーター、ガスストーブ等)、バーベキューコンロ、プロパンガス、火鉢、七輪等の使用を禁止します。
3. バルコニー、エントランス、共用廊下、エレベーター内、エレベーターホール、非常階段、駐車場など共用部分では、喫煙はご遠慮いただきます。
4. 各共用廊下、バルコニー、駐車場等の共用部に私物を置くことを禁止します。
5. 階段、避難ハッチなどの避難経路、防犯器具については日ごろよりその位置、使用方法をご確認ください。またご自身で防災用具を準備されることをお勧めいたします。
6. 当マンション内各所に消火器が設置されております。日ごろから設置場所、取扱方法などをご確認ください。
7. 消防法上、入居者による防火管理が定められています。入居者による防災上の役割分担などをご協力をお願いいたします。また、防災訓練には積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。
8. 火災警報発報の場合、火災もしくは誤報の如何にかかわらず、警備員が現場に急行し避難誘導、安全確認のため住戸に入室いたします。予めご了承ください。

※留意事項

1. 不審者および不審物を発見された場合は、些細なこと(物)でも、管理員または当社までご通報ください。
2. オートロックの操作方法および館内警備の概要、建物管理の内容などは第三者に知られないようにご注意ください。
3. 外出の際は必ず鍵をお持ちいただき、集合玄関の出入口をご自身の鍵で開錠し入館いただくようお願いいたします。
4. 当マンション内外とも、管理用区域には立ち入らないようお願いいたします。

禁止事項について

当マンションでは集合住宅としての住み良い環境を作るため特に次の事項を禁止しております。禁止事項にあたる行為が改善されない場合、建物賃貸借契約に基づき契約解除の対象になります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

- ① 専有室内の断りなき修繕、改造、新設等の行為。
- ② 住戸内の契約者あるいは契約書に記載された入居者以外の使用。
- ③ 危険物(油脂、金属粉、可燃物、引火物、発火物、爆発物、毒、劇薬など)、不潔、悪臭のある物品の敷地建物内への持込み。
- ④ 管理員室および立ち入り禁止場所への立ち入り。
- ⑤ 災害・緊急時のエレベーター使用。
- ⑥ 他の入居者および近隣にとって迷惑となる行為。
 1. ステレオ、ラジオの大音量での聴取。
 2. 騒音を発生させるホームパーティ、カラオケ等。
 3. 臭気の発散を伴う行為。
 4. その他管理員、貸主が他の入居者に迷惑をおよぼすと判断した行為。
- ⑦ 公序良俗に反する行為。
- ⑧ ピアノ、ギター、その他の楽器の演奏。
- ⑨ 館内及び窓ガラス等における個人的な掲示物、看板、広告等の掲示。
- ⑩ 子供の遊び場として、ラウンジ、廊下、エレベーター、駐車場を使用すること。
- ⑪ 自転車、キックボードその他の遊具を上記区域で使用すること。
- ⑫ 本書中の各項目において禁止した事項。
- ⑬ 建物賃貸借契約において禁止した事項。
- ⑭ 貸主の承諾を得ていない動物等の飼育及び一時預りまたは館内共用施設への持ち込み。
- ⑮ その他貸主が通知する注意事項、禁止事項に違反する行為。

駐車場使用規則

【駐車場について】

駐車場の使用には、別途駐車場賃貸借使用契約及び駐車場使用料が必要となります。

※駐車区画により、駐車場使用料は異なります。

【駐車場の使用に際しての注意事項について】

- ① 建物周辺道路での違法駐車はご来客者の車両であっても法令で禁止されているとともに、近隣の住民などに多大な迷惑をかけることとなりますので、厳に謹んでください。
- ② 駐車場内での盗難、いたずら、事故等については一切責任を負いかねます。
- ③ 車両の防犯対策等ご自身の責任で充分ご注意の上ご利用をお願いいたします。
- ④ 駐車場内で異常を発見した場合は、管理員室もしくは警備会社まで速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。
- ⑤ 機械式駐車装置は駐車以外の目的で使用したり、誤った使い方をしますと重大な事故につながる恐れがあります。付属の取扱説明書を読み操作方法や取扱方法を理解された上で正しくお使いください。
- ⑥ 駐車場に収容できる車の大きさには制限があります。事前に車のサイズを確認して下さい。
- ⑦ 車がパレット有効幅からはみ出している場合、装置または他の車と当たり、破損する恐れがあります。
- ⑧ 駐車の際は、ドアミラーは折りたたみ、バンパー等がはみ出していないか、注意してください。
- ⑨ 機械式駐車場をご利用される場合は車のボディカバーを利用しないでください。
- ⑩ 駐車装置内において車両以外の物を放置したり、車に人を乗せたままで機械を作動させることは重大な事故につながる恐れがありますので絶対にしないでください。

【遵守事項】

駐車場を使用する者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 車路及び駐車場内は徐行運転を遵守し指定されている区画に整然と駐車すること。
- ② 駐車場内に表示されている指示に従い、又周囲の状況をよく把握するなど安全面での注意を怠らないこと。
- ③ 火災・爆発等の恐れがあるもの及び危険物や悪臭を発する物品などを積載した車輦は駐車してはならないこと。
- ④ 駐車場には、届出車輦以外のいかなる物品も放置してはならないこと。
- ⑤ 警笛、空ぶかしなど近隣及び他の居住者に迷惑を及ぼす騒音を発しないこと。
- ⑥ 車輦を離れるときは、必ずサイドブレーキ及びドアの施錠を確認し、盗難及び損傷防止に注意すること。
- ⑦ 敷地内においては、歩行者及び出庫車を最優先とすること。
- ⑧ 駐停車中は、無用なアイドリングをしないこと。
- ⑨ 駐車場に駐車できる車輦は一般自動車とし、平置身障者用駐車場は所定の区画内に支障なく駐車できる大きさ以下、又、機械式区画は次の寸法・重量以下のものとする。ただし、車種によっては、駐車できない場合があること。

種 類		全長 mm	全幅 mm	全高 mm	重量 kg	
機械式	普通車	NO.1～40、NO.93～122	5,000	1,850	1,550	2,000
	普通ミドルーフ	NO.41～44、NO.123～126	5,000	1,850	1,750	2,000
	普通ハイルーフ	NO.45・46、NO.127～138	5,000	1,850	2,000	2,300
	大型車	NO.47～86	5,300	1,950	1,550	2,300
	大型ミドルーフ	NO.87～90	5,300	1,950	1,750	2,300
	大型ハイルーフ	NO.91・92	5,300	1,950	2,000	2,300
平置身障者用駐車場		—	6,000	3,500	—	—

※平置身障者用駐車場の寸法は、区画寸法となっております。

- ⑩ 機械式駐車場の使用にあたっては取扱説明書を熟読し、操作方法等を十分に把握すること。
- ⑪ 夜間の車輦の出し入れは、必要最小限度とすること。
- ⑫ 駐車場内の施設器具及び他人の車輦等を破損・汚染せしめたときは、直ちに貸主に連絡してその指示に従うこと。
- ⑬ 駐車場の操作リモコンなどの保管は、賃借人及び同居の親族並びにそのものの運転手に限るものとし、これ以外のものに貸与してはならない。

バイク置場・駐輪場使用規則

【バイク置場・駐輪場について】

当マンションのバイク置場、駐輪場のスペースがあります。

バイク置場、自転車置場の使用には、別途使用申込及び使用料が必要となります。

- ① バイク置場・駐輪場を利用する場合、事前に当社まで駐車・駐輪希望を申し出てください。
- ② バイク置場・駐輪場の利用は入居者のみとし、申し出のないバイク・自転車は放置車両とみなし処分する場合があります。
- ③ 退去の際は忘れずに、バイク・自転車も搬出もしくは処分してください。
- ④ 退去後、車両所有者の取り引きの意思が確認できない場合、処分させていただきます。
- ⑤ 処分に費用がかかる場合、車両所有者の負担となります。

【駐車・駐輪に際しての注意事項について】

- ① バイク置場・駐輪場内での盗難、いたずら等については一切責任を負いかねますので、バイク・自転車本体他付属部品にも充分ご注意の上ご利用をお願いいたします。
- ② バイク置場・駐輪場に駐車・駐輪、格納するためには、自立スタンドが必要です。
- ③ 隣り合うバイク・自転車の駐車・駐輪を妨げぬよう、秩序をもって駐車・駐輪するようお願いいたします。
- ④ 自立スタンドのないバイク・自転車の駐車・駐輪は認めません。
- ⑤ 駐輪場はあくまでも自転車専用です。動力補助付の自転車も下段ラックのみ駐輪可能です。
- ⑥ 駐輪場に空気入れポンプ等の自転車本体以外の物を置くことを禁止します。
- ⑦ 事故防止の為、バイク置場・駐輪場入出庫の際は、車両から降りて移動して頂くようお願いいたします。

【バイク置場遵守事項】

バイク置場を使用する者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 敷地内は降車して手押しで移動するものとし、指定されている区画に整然と駐輪すること。
- ② バイク置場内に表示されている指示に従い、又、周囲の状況をよく把握するなど安全面での注意を怠らないこと。
- ③ 火災・爆発等の恐れがあるもの及び危険物や悪臭を発する物品などを積載した車両は駐輪してはならないこと。
- ④ バイク置場には、届出車両以外のいかなる物品も放置してはならないこと。
- ⑤ 車両を離れるときは、必ず施錠してスタンドを確認し、盗難及び損傷防止に注意すること。
- ⑥ 敷地内においては、歩行者及び出庫車を最優先とすること。
- ⑦ 駐停車中は、無用なアイドリングをしないこと。
- ⑧ 駐輪可能なバイクは所定の区画内(バイク 奥行約 2,300 mm×幅約 900 mm)(ミニバイク 奥行約 1,850 mm×幅約 720 mm)に支障なく駐輪できる大きさ以下のものとする。
- ⑨ 警笛・空ぶかしなど、近隣及び他の居住者に迷惑を及ぼす騒音を発しないこと。
- ⑩ 夜間の車両の出し入れは、必要最小限度とすること。
- ⑪ バイク置場内の施設器具及び他人の車両等を破損・汚染せしめたときは、直ちに貸主に連絡してその指示に従うこと。

【駐輪場遵守事項】

- ① 指定されている区画に整然と駐輪すること。又、ステッカーの貼付のない自転車は、駐輪してはならないこと。なお、エントランスホール、廊下、階段等の共用部分(指定場所を除く。)には、駐輪しないこと。
- ② 火災・爆発等の恐れがあるもの及び危険物や悪臭を発する物品などを積載した自転車は駐輪してはならないこと。
- ③ 自転車置場には指定の自転車以外のいかなる物品も放置してはならないこと。
- ④ 自転車を離れるときは、必ず施錠してスタンドを確認し、盗難及び損傷防止に注意すること。
- ⑤ 敷地内においては、歩行者及び出庫車を最優先とすること。
- ⑥ 駐輪可能な自転車は所定の区画内に支障なく駐輪できる大きさ以下のものとし、特に電気自転車・マウンテンバイク(類型車)・買物カゴ等を付けた自転車及び子供用自転車等については、あらかじめ確認のうえ使用申込をすること。又、下段に駐輪する自転車の荷台に買物カゴ・幼児用シート等を取り付ける場合、上段の自転車の出し入れに支障がないよう十分留意し、もし影響がある場合には、他の買物カゴ等への交換又は取り付け位置の変更等により、速やかに改善しなければならない。
- ⑦ 警笛など、近隣及び他の居住者に迷惑を及ぼす騒音を発しないこと。
- ⑧ 自転車置場内の施設器具及び他人の自転車等を破損・汚染せしめたときは、直ち貸主に連絡してその指示に従うこと。

以 上